宮城県新型インフルエンザ等対応指針２０１２

平成２５年１月

宮　城　県

今回の指針策定の趣旨

　これまで本県においては，「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」などに基づき，新型インフルエンザを始めとする各種感染症対策を講じてきた。

　今般，病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）発生に備え，国民の生命や健康を保護し，国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定された。（平成２４年５月１１日公布，１年以内に施行予定）

　特措法では，新型インフルエンザ等が発生する前の平時の段階から，都道府県及び市町村が行動計画を策定することなどの事前準備について規定されたほか，実際に発生した段階では，都道府県及び市町村における対策本部の設置，政府における緊急事態宣言により，国民の活動や財産への制限等の措置などが規定されるなど，医療・公衆衛生分野にとどまらず，社会経済機能維持のため，幅広い分野において様々な対応をしていくこととされている。

　国においては，今後特措法に基づき政府行動計画を策定することとしており，本県としても政府行動計画に基づき県行動計画を策定することとなるが，政府行動計画及び県行動計画が策定されるまでの間，新型インフルエンザ等が発生した場合に備えるため，本県における基本的対応事項を取りまとめ，実際の発生時において円滑な対応や各種対策をとることができるよう，今回の指針を策定するものである。

　なお，今回の指針策定に当たっては，「（厚生労働省）新型インフルエンザ対策行動計画」（平成２３年９月２０日改定），「新型インフルエンザ宮城県対応指針２００９」（平成２１年１２月２５日改定）及び「宮城県新型インフルエンザ対応行動計画」（平成１９年１０月２２日改定）に掲載している事項や内容を最大限尊重し，現状に即したものとなるよう整理した。

第１章　実施体制

【基本的事項】

|  |
| --- |
| ■　新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備対策の推進及び発生時の迅速かつ的確な対応を行うため，関係部局における認識の共有を図るとともに，関係部局間の連携を確保しながら，全庁一体となった取組を推進する。 |

《具体的内容》

１　宮城県新型インフルエンザ等対策本部の設置

（１）新型インフルエンザ等の発生に備え，全庁的な体制を整備し，県民に対する正確な情報提供，発生動向の把握，予防及び治療などの必要な対策を総合的に推進するため，知事を本部長とする「宮城県新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

２　宮城県新型インフルエンザ等対策本部幹事会の設置

（１）対策本部を補佐するため，保健福祉部長を幹事長とする幹事会を設置し，具体的な対策の構築と実施，初動体制の確立及び情報の共有などに関する全庁的な体制の構築を図る。

３　宮城県新型インフルエンザ等地方対策推進本部の設置

（１）新型インフルエンザ等の発生に備え，地方機関が一体となった体制を整備し，県民に対する正確な情報提供，発生動向の把握，予防及び診療医療機関の調整など，各圏域における必要な対策を総合的に推進するため，対策本部が必要と認める段階において，「宮城県新型インフルエンザ等地方対策推進本部」を設置する。

４　関係機関との連携

（１）対策の推進や危機管理を円滑かつ効率的に行うため，厚生労働省などの国の機関，市町村，医療機関，東北大学などの学術研究機関，県医師会及び県薬剤師会等の関係機関との協力・連携体制の確立を図る。

５　感染症対策の支援に関する協定について

（１）平成20年9月29日付けで，県，東北大学大学院医学系研究科及び東北大学病院の３者間で「感染症対策の支援に関する協定書」が締結され，以下の支援を受けることができるよう，体制が構築されている。

　　①　県の感染症対策に対する指導・助言

　　②　重大な感染症発生時における感染症予防・まん延防止のための防疫に対する指導・助言

　　③　重大な感染症発生時における学校・社会福祉施設等に対する指導・助言

　　④　重症感染症患者の診断・治療に対する指導・助言

　　⑤　重大な感染症発生時における県の調整に基づく感染症指定医療機関等への医師の派遣

　　⑥　重大な感染症発生時における県立病院に対する医師の派遣

　　⑦　新型インフルエンザ対策の推進に関する指導・助言及び発生時における指導・助言

　　⑧　原因不明感染症・希少感染症等に関する専門的な調査・分析

　　⑨　その他，上記以外の感染症の予防，発生対策に関する指導・助言等

☆　関係資料

（１）宮城県新型インフルエンザ対策本部設置要綱

（２）感染症対策の支援に関する協定書

第２章　サーベイランス・情報収集

【基本的事項】

|  |
| --- |
| ■　季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する様々な情報を，系統的に収集・分析し，判断につなげる。  ■　積極的疫学調査を実施する。  ■　サーベイランスや積極的疫学調査の結果を関係機関に迅速かつ定期的に還元し，効果的な対策に結びつける。 |

《具体的内容》

１　サーベイランスについて

（１）「クラスター（集団発生）サーベイランス」により，重症化しやすい基礎疾患を有する患者等に感染拡大の可能性がある集団発生を把握する。

　　・　医療機関及び社会福祉施設等は，入院患者，施設入所又は利用者及び職員等において，10名以上が医師によりインフルエンザと診断された場合，初発後７日以内に管轄する保健所へ報告する。

　　・　当該保健所は，施設等での感染防止対策実施状況等を把握し，必要に応じて有症状者への外出自粛要請や感染拡大防止策の徹底，有症状者に接触歴のある者に対する検温及び症状聴取等の指導を行う。

（２）「インフルエンザ様疾患発生報告」により，学校等での流行状況を把握する。

　　・　保育所，幼稚園，小学校，中学校及び高等学校等の臨時休業（学級閉鎖，学年閉鎖及び休校）の状況や欠席者数を把握する。

　　・　疾病・感染症対策室（以下「疾感室」という。）は，必要に応じ，上記の情報を厚生労働省へ報告する。

（３）「ウイルスサーベイランス」により，ウイルスの抗原性，薬への感受性を調べ，病原性の変化等の把握や診断等の見直しに反映する。

　　・　病原体定点医療機関は，管轄する保健所に報告する季節性インフルエンザ患者及び新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。以下「患者等」という。）について検体を採取し，当該保健所を通じて保健環境センター送付する。

　　・　保健環境センター（以下「保環センター」という。）は，送付されたすべての検体についてＰＣＲ検査を行う。

　　・　保環センターは，必要に応じ，上記の情報を厚生労働省へ報告する。

（４）「インフルエンザ入院サーベイランス」により，インフルエンザ入院患者の臨床情報を把握し，病原性の変化等を把握する。

　　・　基幹定点医療機関は，インフルエンザ様症状を呈する患者であって，入院を要すると確認した場合は，臨床症状や措置内容などとともに管轄する保健所へ報告する。

　　・　当該保健所は，週１回，上記の情報を疾感室を通じて厚生労働省へ報告する。

　　・　また，当該保健所は，必要に応じて当該患者の検体を入手し，保環センターへ搬入し，保環センターは，送付されたすべての検体についてＰＣＲ検査を行う。

　　・　保環センターは，必要に応じ，上記の情報を厚生労働省へ報告する。

（５）「インフルエンザサーベイランス」により，定点医療機関での患者数を把握し，全体の発生動向を把握する。

　　・　インフルエンザ定点医療機関は，インフルエンザと診断した患者数を管轄の保健所へ報告する。

　　・　当該保健所は，週１回，上記の情報を厚生労働省へ報告する。

２　積極的疫学調査について

（１）積極的疫学調査の対象は，クラスター（集団発生）での患者等及び濃厚接触者（患者等が発症する前日から患者等に接触した世帯内同居者，個人防護具を適切に装着せず患者等の措置をした医療従事者，感染防御せずに比較的長時間患者等と直接対面した者）など必要と認められた者とする。なお，調査事項は次のとおりとする。

　　①　患者等調査

　　　・　症例基本情報及び臨床情報調査

　　　・　症例行動調査（原則として，発症前日から現在までの行動を同居者などから聞き取りを行う。）

　　　・　感染源調査は，原則として行わない。

　　②　濃厚接触者調査

　　　・　一定期間に発熱等の症状が現れた場合，管轄する保健所へ連絡するよう要請する。

　　　・　外出自粛などの感染拡大防止行動に対する理解と協力を求める。

　　　・　基礎疾患を有する者などについては，必要に応じて健康観察を実施する。

（２）積極的疫学調査員は，二次感染を防止するため，感染防御を行った上で調査を実施する。

（３）積極的疫学調査を実施するに当たっては，対象者の人権に配慮した対応を行う。

３　サーベイランス及び積極的疫学調査結果の還元について

（１）地域で流行するウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等），死亡者を含む重症者に関する情報など，各種サーベイランスにより得られた情報は，地域における医療提供体制の確保や診断及び治療方針の見直しに役立てる。

（２）積極的疫学調査により得られた情報は，関係機関へ還元することにより，感染拡大防止に役立てる。

※　発生の段階や国の方針によって，実施するサーベイランスや積極的疫学調査の項目及び内容を適切に見直していく。

［参考］

　　平成21年におけるインフルエンザ（H1N1）2009流行時のサーベイランス実施内容等

　　（１）感染症法に基づく患者等全数把握（H21.4.28～H21.7.23）

　　（２）クラスター（集団発生）サーベイランス

　　　　・　学校，施設等の同一の集団に属する者の間で７日間以内に複数のインフルエンザ患者の発生を把握した場合〈報告者：医師〉（H21.7.24～H21.8.7）

　　　　・　入院患者，職員等において，インフルエンザ様症状を有する者の発生後７日間以内に，その者を含め，１０名以上が，医師によりインフルエンザと診断された場合〈報告者：医療機関〉（H21.10.8～H22.3.29）

　　　　・　インフルエンザに感染し若しくはその疑いのある者に対し出席停止・臨時休業の措置が行われた場合〈報告者：学校〉（H21.7.24～）

　　　　・　同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で７日間以内にインフルエンザ様症状による２名以上の欠席者（教職員を含む。）が出た場合〈報告者：学校〉（H21.7.24～H21.10.7）

　　　　・　入所者，利用者，職員等において，インフルエンザ様症状を有する者の発生後７日間以内に，その者を含め，２名以上が，医師の診断を受けたうえで新型インフルエンザの感染を強く疑われた場合〈報告者：社会福祉施設等〉（H21.7.24～H21.10.7）

　　　　・　入所者，利用者，職員等において，インフルエンザ様症状を有する者の発生後７日間以内に，その者を含め，１０名以上が，新型インフルエンザと診断された場合〈報告者：社会福祉施設等〉（H21.10.8～H22.3.29（保育所に係る国への報告は，H21.12.14以降不要となった。））

　　（３）インフルエンザ様疾患発生報告

　　（４）ウイルスサーベイランス（H21.8.3～）

　　（５）インフルエンザ入院サーベイランス（H21.7.24～）

　　（６）インフルエンザサーベイランス（通年）

☆　関係資料

（１）新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）対策経過報告書（抜粋）

第３章　情報提供・共有

【基本的事項】

|  |
| --- |
| ■　国，市町村，医療機関，事業者及び個人の間における双方向のコミュニケーションを図る。  ■　多様な情報提供媒体により，迅速かつ正確で，分かりやすい情報提供に努める。 |

《具体的内容》

１　関係機関等間の双方向コミュニケーションについて

（１）医療機関や県医師会，市町村その他関係機関等とは，迅速な情報の共有に努め，情報提供の際には緊密な連携を図る。

（２）リアルタイムで正確な双方向の情報共有のためには，直接的なコミュニケーションの手段としてインターネット等の活用を図る。

（３）必要に応じ，県民の不安等に応えるための説明の手段を講じる。（具体的には，記者会見の実施や，「第６章　医療」に記載している「帰国者・接触者相談センター」などが想定される。）

（４）発信した情報に対する受け手側の反応などを分析し，次の情報提供に活かしていく。

２　多様な情報提供媒体について

（１）新聞，テレビ及びラジオを通じた情報提供や，県政だより及びホームページへの情報掲載，ポスター，リーフレット及びチラシの配布などといった各種の広報媒体を活用し，情報が届きにくい人にも可能な限り情報が提供できるようにする。

３　分かりやすい情報提供について

（１）新型インフルエンザ等の発生前は，その発生の可能性について注意を喚起し，新型インフルエンザ等に関する基本的な情報，発生した場合の対策等について周知を図る。

（２）感染予防とまん延防止の啓発ポイント

　　・　人混みを避ける，発熱や咳などの症状がある人との接触を避ける。

　　・　不要不急の外出を避ける，繁華街等への外出を控える。

　　・　外出時にはマスクを着用する。

　　・　手洗いやうがいを日常的に行う。特に，帰宅後や不特定多数の人が触れるようなものに触れた後は励行する。

　　・　日頃から十分な休養やバランスの良い栄養摂取及び規則的な生活を心がけ，体力や抵抗力を高める。

　　・　咳エチケットを励行する。

（３）新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること，感染したことについて，患者等やその関係者には責任はないこと，個人レベルでの対策が全体の予防・まん延防止対策に大きく寄与することを伝える。

（４）新型インフルエンザ等の発生段階に応じて，国県内外の発生状況，対策の実施状況等について，特に，対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項をどのように判断がなされたのか等）や，対策の理由，対策の実施主体を明確にしながら，患者等の人権にも配慮した情報提供を行う。

４　県民からの総合的な相談対応について

（１）疾感室及び保健所において，新型インフルエンザ等に関する総合的な相談に対応する相談窓口を設置する。

（２）国からの情報提供を受けながら，必要に応じて「新型インフルエンザ等に関するＱ＆Ａ」を作成し，県民からの相談に対応する。

（３）県民の不安解消や円滑な対応の必要性に応じ，24時間相談対応体制などへの移項について検討する。

５　その他

（１）提供する情報を集約して一元的に発信する体制を構築し，コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有するための方策について検討する。

（２）提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する。

第４章　予防・まん延防止

【基本的事項】

|  |
| --- |
| ■　流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで，体制の整備や各種対策を図るための時間を確保する。  ■　流行のピーク時の受診患者数を減少させ，入院患者数を最小限にとどめるとともに，社会・経済機能を維持する。  ■　対策の効果と影響を総合的に勘案し，新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて，実施する対策を決定する。 |

《具体的内容》

１　個人レベルでの対応

（１）手洗い，うがい，マスク着用及び咳エチケット等の基本的な感染予防策の実践を徹底する。

（２）自らが患者等となった場合は，感染を広げないよう外出を控えたり，マスクの着用といった基本的行動をとるほか，家族との接触も必要な範囲とし，部屋を換気するなど感染拡大防止のための行動を心がける。

（３）個人においても石けんや手指消毒液，マスクなどの防護具を備蓄しておくよう努める。

２　学校等における対応

（１）学校等は，「宮城県立学校等における新型インフルエンザ対応マニュアル」を参考に，日頃から感染予防の周知徹底を努めるとともに，教職員及び児童生徒等が感染した場合のまん延防止策について，適切に対応する。

（２）学校等の臨時休業（学級閉鎖，学年閉鎖及び休校）については，学校等が適切に判断する。なお，感染拡大防止のため特に必要があると認められた場合，県は患者等が発生していない学校等も含めた広域での臨時休業を学校等に要請する。

３　保育施設における対応

（１）保育施設で患者等が発生した場合，県は関係市町村等と協議の上，必要に応じ，当該保育施設に対し臨時休業を要請する。なお，感染拡大防止のため特に必要があると認められた場合，県は患者等が発生していない保育施設も含めた広域での臨時休業を保育施設に要請する。

（２）医療関係業務等に従事する保護者など，保育サービスの利用が不可欠となる者に対する代替策（分散しての保育サービス，保育士宅での臨時的な一時預かり及びファミリーサポートセンターの利用など）について事前に検討しておく。

（３）県からの要請がなくとも，保育施設の判断で臨時休業することは可能であるが，その際は，市町村等関係機関と連携しながら適切に判断するとともに，保護者に対して十分な説明を行う。

４　児童養護施設等における対応

（１）児童養護施設等で患者等が発生した場合，入所者にあっては早期に個室に移動させるとともに，医療機関を受診させる。職員にあっても医療機関を受診させるが，主治医の許可が得られるまでは確実に休ませる。

（２）児童養護施設等内では，部屋の換気，手洗い，うがい及び咳エチケットなどの基本予防策を徹底する。

（３）面会等外部の者の出入りについては，インフルエンザ様疾患に罹患していないことを確認するとともに，マスクを着用させ，長時間の面会を避けるよう要請する。

（４）患者等が発生した場合でも，入所施設であることから，臨時休業は行わない。また，県としても臨時休業の要請は行わないが，各種対応についての技術的な助言は行う。

５　高齢者介護施設及び障害関係施設における対応

（１）長期入所施設における対応

　　・　入所施設で患者等が発生した場合，入所者にあっては早期に個室に移動させるとともに，医療機関を受診させる。職員にあっても医療機関を受診させるが，主治医の許可が得られるまでは確実に休ませる。

　　・　入所施設内では，部屋の換気，手洗い，うがい及び咳エチケットなどの基本予防策を徹底する。

　　・　面会等外部の者の出入りについては，インフルエンザ様疾患に罹患していないことを確認するとともに，マスクを着用させ，長時間の面会を避けるよう要請する。

　　・　患者等が発生した場合でも，入所施設であることから，臨時休業は行わない。また，県としても臨時休業の要請は行わないが，各種対応についての技術的な助言は行う。

（２）短期入所及び通所施設における対応

　　・　短期入所及び通所施設で患者等が発生した場合，県は関係市町村等と協議の上，必要に応じ当該短期入所及び通所施設に対し臨時休業を要請する。

　　・　医療関係業務等に従事する利用者家族など，在宅ケアが不可能である者に対する代替策（当該施設内での小規模ケア，別施設でのケア及び訪問サービスなど）については，市町村及び地域包括支援センターなどの関係機関と連携し，適切な対応に努める。

　　・　県からの要請がなくとも，短期入所及び通所施設の判断で臨時休業することは可能であるが，その際は，県及び市町村等関係機関と協議するとともに，利用者や家族等に対して十分な説明を行う。

６　社会活動における対応

（１）必要に応じて，集会や外出の自粛要請といった地域対策や，職場における一部事業の自粛要請といった職場対策など，社会機能維持に影響がない範囲内で，県民の社会活動の制限についても検討する。

７　その他

（１）新型インフルエンザ等の発生に備え，マスクや手袋などの個人防護具の計画的な備蓄を進める。

☆　関係資料

（１）宮城県立学校等における新型インフルエンザ対応マニュアル

（２）新型インフルエンザの感染拡大防止のための対応について（平成２１年１０月２９日付け疾感対第６７４号宮城県保健福祉部長依頼）

第５章　ワクチン

【基本的事項】

|  |
| --- |
| ■　個人の発病や重症化を防ぐことで，受診患者数を減少させ，入院患者数や重症者数を抑え，医療提供体制が対応可能な範囲内におさめるよう努め，新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。 |

《具体的内容》

１　パンデミックワクチンについて

（１）国において，パンデミックワクチンは全国民への接種を基本としているが，新型インフルエンザ等の発生後，そのウイルスを基に製造することとなるため，短い期間で製造及び必要数確保が可能になるよう，研究開発を進めることとしている。

（２）県においても，パンデミックワクチンは全県民への接種を基本とする。

２　プレパンデミックワクチンについて

（１）新型インフルエンザ等が発生後，パンデミックワクチンが供給されるまでの間は，県民の生命を守り，最低限の生活を維持する観点から，医療関係者や社会機能の維持に携わる者に対し，プレパンデミックワクチンの接種を行う。

３　接種体制について

（１）集団的な接種体制を基本として，市町村及び県医師会等との連携を図り，接種体制を構築する。

（２）接種が円滑に行われるよう，国が示す接種対象者や接種順位のあり方などについて，県民に周知する。

４　県民の理解促進について

（１）新型インフルエンザ等対策全体の中でのワクチンの位置付けや種類，有効性・安全性，供給される時期や量などといった基本的な情報について積極的に情報提供を行い，県民の理解促進を図る。

※　パンデミックワクチン及びプレパンデミックワクチンについては，国において研究開発や製造・供給，接種対象者や優先順位の決定といった根幹部分をコントロールしていることから，今後国から示される方針によって，県の対応も大きく左右されるものである。

第６章　医療

【基本的事項】

|  |
| --- |
| ■　適切な医療提供により，健康被害を最小限にとどめる。  ■　健康被害を最小限にとどめることで，社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。  ■　地域の医療資源（医療従事者，病床数等）には制約があることから，効率的・効果的に医療が提供できる体制の構築について検討する。  ■　協力を得る医療機関や医療従事者への具体的支援について，十分な検討及び情報収集に努める。 |

《具体的内容》

１　入院治療について

（１）新型インフルエンザ等の県内での発生早期における医療提供は，患者等の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから，感染症法に基づき，患者等を感染症指定医療機関等に入院させるよう関係機関と調整する。

（２）感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等に患者等を入院させることができるよう，入院受入可能な医療機関の調査や関係機関調整を行い，２次医療圏を単位とした入院受入可能医療機関リストを作成し，医療機関等へ配布することにより，患者等の紹介及び搬送が円滑に行われる体制を構築する。また，公共施設等を医療提供のための臨時の施設として使用することも検討する。（なお，入院受入可能医療機関リストは，一般には公表しない。）

（３）患者等の入院受入れを医療機関相互で調整できるようにするため，県は，医療機関等の連絡・調整会議を開催し，入院治療体制等の調整を行う。なお，内容に応じて，保健所が地域の関係機関の連絡・調整会議を開催する。

２　外来診療について

（１）感染状況に応じ，県医師会等と連携の上，外来診療に対応する医療機関の調査を実施し，各圏域に発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で，発熱や呼吸器症状等を有する者の診療を行うための「帰国者・接触者外来」を確保する。

（２）「帰国者・接触者外来」以外での医療機関でも患者等が診られるようになった場合には，一般の医療機関（内科や小児科など，通常インフルエンザの診療を行うすべての医療機関）で診療する体制に切り替える。

（３）医療機関を受診しようとする者は，かかりつけ医師がいる場合は，電話等で問い合わせの上，受診時間等の指示を受ける。また，かかりつけ医師がいない場合は，一般医療機関に電話等であらかじめ問い合わせてから受診する。

（４）夜間や休日に診療を行う医療機関に患者が集中しないよう，医療機関を受診する場合は，可能な限り平日の診療時間内に受診する。

（５）新型インフルエンザ等に「感染していない」ことを明らかにするための受診は避ける。

３　患者数が大幅に増加した場合における自宅療養について

（１）軽症患者は，抗インフルエンザ薬の投与等を受け，原則として自宅療養とする。

（２）自宅療養期間は，発症した日の翌日から７日を経過した日まで，又は発熱がなくなった日の翌々日までを目安とする。（ただし，周囲への感染拡大を抑止するため，目安となる期間を経過した日以降においても，一定期間は外出を自粛する。）

４　医療機関における対応について

（１）医療機関内においては，新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者を，それ以外の疾患の患者と離れた場所で診察を行ったり，診療時間を分けたりするなど，院内感染対策を行う。特に，基礎疾患を有する者への感染防止には，十分な対策を講じる。

（２）基礎疾患を有する者への感染防止対策が十分にとれず，患者等への対応が難しい医療機関は，医療施設の入口などにその旨明記するとともに，患者等に対しては，対応可能な他の医療機関を紹介する。

（３）医療従事者は，マスクやガウンなどの個人防護具の使用や健康管理を行う。なお，十分な防御なく患者等と接触した際には，抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

５　県民からの相談対応について

（１）各圏域に，発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって，発熱や呼吸器症状等を有する者からの相談に対応する「帰国者・接触者相談センター」を設置する。

（２）各圏域における医療提供体制については，疾感室及び保健所における総合相談窓口等からの広報のほか，「帰国者・接触者相談センター」からも情報提供を行う。

（３）国からの情報提供を受けながら，必要に応じて「新型インフルエンザ等に係る医療に関するＱ＆Ａ」を作成し，県民からの相談に対応する。

（４）医療機関の受診方法について，啓発ポスターやチラシなどを作成し，市町村等関係機関へ配布するほか，県政だよりやホームページへの掲載，マスコミへの情報提供などにより，広く県民への周知を図る。

６　医療機関等に対する県の支援について

（１）サーベイランスで得られた情報を最大限活用し，発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療機関に迅速に還元する。

（２）入院受入可能医療機関等に，医療従事者用の抗インフルエンザウイルス薬及び個人防護具を配付する。

（３）東北大学及び東北大学病院の指導を受け，医療機関に院内感染防止対策に関する情報提供や研修を行う。

７　抗インフルエンザウイルス薬について

（１）県は，関係機関と連携し，需給状況を定期的又は随時調査し，安定的な備蓄と供給を図る。

（２）県は，抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図るため，必要に応じ，以下のとおり関係機関に要請する。

　　・県医薬品卸組合：医療機関や薬局における初期在庫適正化及び過剰在庫や偏在を防ぐための分割納入等への協力

　　・医療機関：分割発注等への協力

　　・県薬剤師会：分割発注等への協力及び処方箋の応需体制の整備

（３）県備蓄の抗インフルエンザウイルス薬は，需給状況調査を踏まえ，通常流通分が不足し，診察及び治療に支障を来すおそれがあると認められる場合，県医薬品卸組合（構成各社）を通して医療機関に供給する。それでもなお市場に不足が生じる場合には，速やかに国に対して国備蓄分の放出要請を行う。

（４）「抗インフルエンザウイルス薬供給要領」に基づき，予防投与用として，県備蓄の抗インフルエンザウイルス薬を保健所に供給する。

※　発生段階や国の方針によって，実施内容等を適切に見直していく。

☆　関係資料

（１）抗インフルエンザウイルス薬供給要領

第７章　社会・経済機能の維持

【基本的事項】

|  |
| --- |
| ■　新型インフルエンザ等発生時に，社会・経済機能の破綻を防止し，最低限の国民生活が維持できるよう，保健医療，エネルギー，水道供給，公共交通及び通信など必須の社会サービスを維持するために必要な対策を講ずる。 |

《具体的内容》

１　各事業所等における事業継続について

（１）新型インフルエンザ等の発生を想定し，職場における感染予防や事業継続のための計画により，事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ備えるよう要請する。

（２）新型インフルエンザ等発生時は，職場における感染予防策を実施し，感染拡大の抑制に努めるとともに，事業継続計画を実行し，それに応じた活動を維持するよう要請する。

２　ワクチンの先行接種について

（１）医療従事者や社会機能の維持に関する者に対しては，事業の継続が社会的に求められているため，ワクチンの先行接種等の支援を行う。

３　超過死亡時について

（１）新型インフルエンザ等による超過死亡への対策として，死体の保管能力や火葬及び埋葬能力についての確認を行う。